

奈良市安心・安全“なら”見守りネットワーク事業協定書（案）

奈良市と（以下「協力事業者」という。）は、奈良市安心・安全“なら”見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）の実施に関して、奈良市安心・安全“なら”見守りネットワーク事業実施要項（以下「要項」という。）第3条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的趣旨）

- 第1条 この協定は、市と協力事業者が協力し、独居の高齢者その他の支援を要する者（以下「要支援者」という。）が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域社会全体を見守る体制を確保することにより、地域から孤立することを防止し、要支援者の異変を早期に発見して必要な支援を行うことを目的とする。
- 2 この協定は、前項の目的を達成するため、事業の実施に関し、要項に定める事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

- 第2条 協力事業者は、業務に支障のない範囲で、要支援者の日常生活において、異変を発見した場合に市に連絡するものとする。
- 2 異変とは、日常の生活において明らかに不自然な状況をいう。
- 3 協力事業者は、事業の実施にあたり、協力事業者の従業員等に対し、この協定の内容を周知しておくものとする。
- 4 協力事業者が市に連絡する要支援者に係わる情報は、氏名、住所、性別及び異変に関する事項のうち開示可能なものとする。
- 5 協力事業者から連絡を受けた市は、要支援者に対して速やかに必要な支援及び対応を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第3条 市と協力事業者は、事業に関し知り得た個人情報を他に漏らすことのないよう、個人情報の取扱いに関して、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 協力事業者は、事業に関し知り得た個人情報を事業以外の目的に利用してはならない。また、事業終了後も同様とする。

(免責事項)

第4条 協力事業者は、第2条第1項の規定による連絡を行った場合又は連絡を行う事ができなかつた場合において、その後生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

2 協力事業者は、要支援者の異変に関する連絡の誤報について、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、市及び協力事業者いずれからも特段の申し出がない場合は有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市と協力事業者協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、市と協力事業者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

奈良市 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市長 仲川 げん

協力事業者 (住所)

(会社名)

(代表者名)